

平成25年度 滋賀県再生可能エネルギー関連予算(案)の概要について

再生可能エネルギーの戦略的な振興

再生可能エネルギー振興の意義・必要性

「低炭素社会づくり」の推進、化石燃料・ウランへの依存低減

エネルギー関連産業の振興、地域経済の活性化

災害時における代替エネルギーの確保

固定価格買取制度(FIT)スタート

地域主導による「地産地消型」「自立分散型」エネルギー社会の創造

「(仮称)滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」
(H25.3月策定予定)の着実な推進

再生可能エネルギー振興戦略プランの推進

事業名	事業概要	予算額 (千円)	課(局・室)名	掲載テーマ
① 再生可能エネルギー振興戦略プラン推進事業	「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」の着実な推進を図るため、シンポジウムや事業者向けセミナーを開催する。	1,349	地域エネルギー振興室	重点テーマ4

再生可能エネルギーの導入促進

事業名	事業概要	予算額 (千円)	課(局・室)名	掲載テーマ
●事業所における導入促進				
① 事業用再生可能エネルギー等導入促進事業	事業所レベルでの再生可能エネルギー導入を促進するため、中小企業等による再生可能エネルギー等の設備導入を支援する。	20,000	地域エネルギー振興室	重点テーマ4
① 再生可能エネルギー事業化支援事業	固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギーの事業化を促進するため、再エネコーディネーターを設置し、積極的な支援強化を図る。	3,000	地域エネルギー振興室	重点テーマ4
民間事業者節電・省エネ推進事業	中小企業等の節電・省エネ行動を促進するため、省エネ診断や省エネ設備整備に対し助成する。	14,100	地域エネルギー振興室	重点テーマ4
中小企業振興資金貸付金(省エネ・再生可能エネルギー枠)	省エネや再生可能エネルギー設備の導入等に取り組む中小企業等が行う設備投資に対して、必要な資金を貸し付ける。	239,000	商工政策課	
湖西浄化センター下水汚泥燃料化事業	湖西浄化センターの汚泥処理に燃料化方式(下水汚泥から燃料化物を製造)を採用し、汚泥燃料化施設の設計・建設を行う。	265,087	下水道課	

●家庭における導入促進					
	個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進事業	家庭部門での温室効果ガス排出量削減のため、個人用既築住宅への太陽光発電設置に対して支援する。	75,900	温暖化対策課	重点テーマ4
新	太陽光発電導入相談事業	家庭における太陽光発電の導入促進を図るため、太陽光発電の導入を検討している家庭を対象に、アドバイス・情報提供を行う。	4,411	温暖化対策課	
●地域における導入促進					
新	再生可能エネルギー創出地域連携化支援事業	地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、多様な主体で構成する地域協議会による事業化等の構想、検討を支援する。	3,170	地域エネルギー振興室	重点テーマ4
	公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業	再生可能エネルギー等の地域資源を活用した環境先進地域の構築のため、市町や民間事業者等が実施する防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を支援する。	352,073	温暖化対策課	重点テーマ4
	電気自動車普及促進事業	関係者との意見交換を実施するなど、走行時に二酸化炭素の排出のない電気自動車の普及啓発を行う。	719	温暖化対策課	重点テーマ4
新	県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	土地改良施設の維持管理費節減のため、農業水利施設を活用した小水力発電の設計や施設整備を実施する。	18,029	耕地課	
	団体営農村整備事業（小水力等地域資源利活用促進事業）	小水力、太陽光等発電施設の導入に向けた基本設計、関係法令に係る協議、事業効果の算定等について、市町や土地改良区等の取組を支援する。	8,048	耕地課	
新	農村の「近いエネルギー」活用推進事業	地域住民が主体で農業水利施設を活用した小水力発電等によるエネルギーの地産地消の取組を支援し、農村地域の活性化を図る。	4,800	耕地課	重点テーマ4
	高等学校建設費 施設改修	県立高等学校において太陽光発電、蓄電池等の施設を設置する。	34,840	教育総務課	

エネルギー関連産業の振興・研究開発

事業名	事業概要	予算額 (千円)	課(局・室)名	掲載テーマ
電池産業支援拠点形成事業	県内企業が電池産業での開発競争に打ち勝ち、県経済の牽引を担う集積産業として存続するため、電池産業に特化した評価体制の整備を行い、県内企業と共同で評価手段の検討や改良研究を進めることにより、県内企業の競争力、開発力を強化する。	27,187	新産業振興課	重点テーマ6
低炭素化技術開発・実証化補助事業	エコ・エコノミープロジェクト参加事業者の低炭素化技術の開発を促進するため、県内の対象中小企業者等が行う新製品、新技術の開発や実証化試験に必要な経費の一部を助成する。	25,000	新産業振興課	重点テーマ4
環境エネルギー部材企業連携支援事業	環境・エネルギー分野における企業グループの構築の取組を支援し、県内中小企業の当該分野への参入を促進する。	6,214	新産業振興課	

再生可能エネルギー関連事業

資一商労2

地域エネルギー
振興室
内線3721

地域主導による「地産地消型」「自立分散型」エネルギー社会の創造

「(仮称)滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」(H25.3策定予定)の着実な推進

固定価格買取制度の買取価格について、法施行後3年間(H24~H26)は利潤に配慮されることから、この期間を集中導入期間と位置づけ、重点的な支援を行う。

事業者

☆普及、啓発の充実

新 重

再生可能エネルギー振興戦略プラン推進事業【1,349千円】

戦略プラン推進へ向けた冊子作成やシンポジウム、導入セミナー開催

☆相談体制の強化

新

再生可能エネルギー事業化支援事業【3,000千円】

コーディネーター設置により、固定価格買取制度を活用した事業化を支援

☆導入支援(事業所への補助)

新

事業用再生可能エネルギー等導入促進事業【20,000千円】

中小企業者等の事業所への再生可能エネルギー等の導入を支援
(太陽光などの発電設備、熱利用設備、天然ガスコジェネ等)

地域

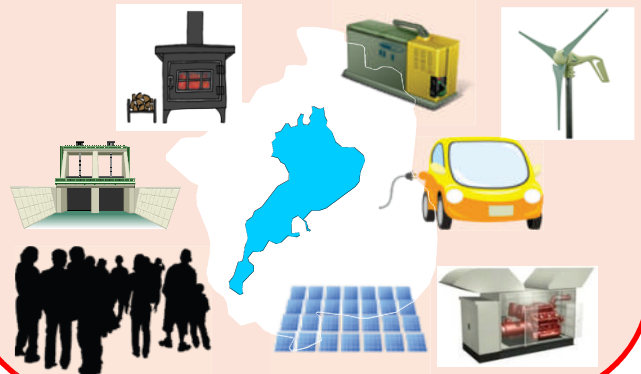
☆普及、啓発の充実

☆自治体、NPO、企業等が連携して行う取組への支援

新 重

再生可能エネルギー創出地域連携化支援事業【3,170千円】

市町、民間事業者、NPO等で設置する地域協議会による各地域のポテンシャルに即した再生可能エネルギーの事業化等の構想、検討を支援



平成24年度 滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金の概要

平成24年5月

1. 趣旨

中小企業者等における計画的な省エネ行動を支援するため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づき提出された事業者行動計画に沿って、温室効果ガスの排出抑制等に資する設備の整備を行う場合、これに要する経費の一部を補助します。

2. 補助対象者（要件のいずれにも該当する事業者）

- (1) 中小企業者等（医療法人、社会福祉法人等も想定。みなし大企業を除く）
- (2) 県税に滞納がない者、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している者
- (3) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例における事業者行動計画の任意提出者であって、提出を行った者
- (4) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金の交付を受けていない者など

3. 補助対象事業

温室効果ガスの排出抑制等に資する設備を整備する事業

（例）節電・省エネにつながる照明器具や空調機設備、給湯器への更新 など

【要件】

- (1) エネルギー管理士等の有資格者または省エネ診断の実績のある会社の参画を得て、省エネ診断を受け、設備改修等の指導・助言を受けたもの
- (2) 設備導入により導入前と比較して10%以上のCO₂削減が見込まれること
- (3) 事業者行動計画に定める取組内容に補助対象事業が盛り込まれていること
- (4) 施工は県内に本社または支店等の事業所を有する事業者が発注すること

【備考】

原則として、平成24年6月下旬以降の工事着工（発注）予定を対象とします。

4. 補助対象経費

本工事費、付帯工事費、機械器具費

5. 補助金の額等

1/3以内。ただし、1件あたり200万円を限度（予算額：30,000千円）

原則として、以下の事業を優先的に採択

- (1) 費用効率性の良い事業
- (2) 他の事業者の参考となるような新規性や独自性、創意工夫のある事業

6. 募集期間

平成24年5月16日(水)～平成24年6月12日(火)17時まで（必着）

7. その他

補助事業内容や効果等の公表を予定しております。

省エネ診断支援事業

H25年度 4,000千円

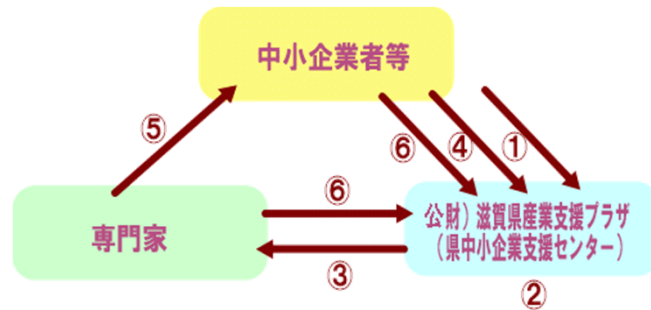
趣旨

中小企業等における設備改修を含めた計画的な節電、省エネ行動を支援することで、中小企業の振興と経営の安定、低炭素社会づくりの取り組みに寄与する。

概要

県は、(公財)滋賀県産業支援プラザが行う専門家派遣事業のうち省エネ診断部門の強化に伴う経費に対して補助金を交付する。産業支援プラザは、専門家派遣による省エネ診断の実施を行う。

滋賀県産業支援プラザ専門家派遣事業 (省エネ診断部門)



- ① 診断の申し込み
- ② 専門家の決定
- ③ 診断の依頼
- ④ 負担金の納付
- ⑤ 診断の実施
- ⑥ 報告・受診報告書の提出

■省エネ診断報告書(成果物)

事業所の概要
診断の概要
最近1年間のエネルギー使用状況
省エネルギー診断結果の概要
運用にて実施可能な提案
自己投資にて実施可能な提案
リニューアル時に実施可能な提案



- ◆調査後、3年間のフォローを行い、診断企業のエネルギー使用量 推移集計データを県に提供。
- ◆報告書を基に「事業者行動計画書」の作成が容易になる。

省エネ・再生可能エネルギー設備を導入する中小企業の皆さんを応援します！

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金（省エネ・再生可能エネルギー枠）

電力不足に対応して節電に取り組む県内中小企業の皆さんを応援するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入にかかる設備資金にご利用いただける融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

（平成24年度創設）

資金使途 （※1）	省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入等を図るために中小企業者等が必要とする設備資金
融資対象者 （※2）	滋賀県内に事業所があり、6カ月以上継続して事業を営んでいる中小事業者で、次の省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備を導入しようとする者 ①省エネルギー設備 ア 熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど） イ 空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど） ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など） エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備 （コージェネレーション設備、燃料電池など） オ 照明設備（Hf型蛍光灯、LEDなど） カ 昇降機設備（インバータ制御システムなど） キ 建物（高断熱ガラス、建物の断熱強化など） ク BEMS（ビルエネルギー管理システム） ②再生可能エネルギー設備 （例）太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
融資限度額 （※3）	1,000万円
融資利率 （※4）	年1.10%
信用保証料 （※5）	必要に応じて保証協会の保証つき 年0%～1.40%（一般保証より一律0.5%引き下げ）
融資期間 （※6）	10年以内（据置2年以内）
担保・保証	金融機関所定
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所用資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

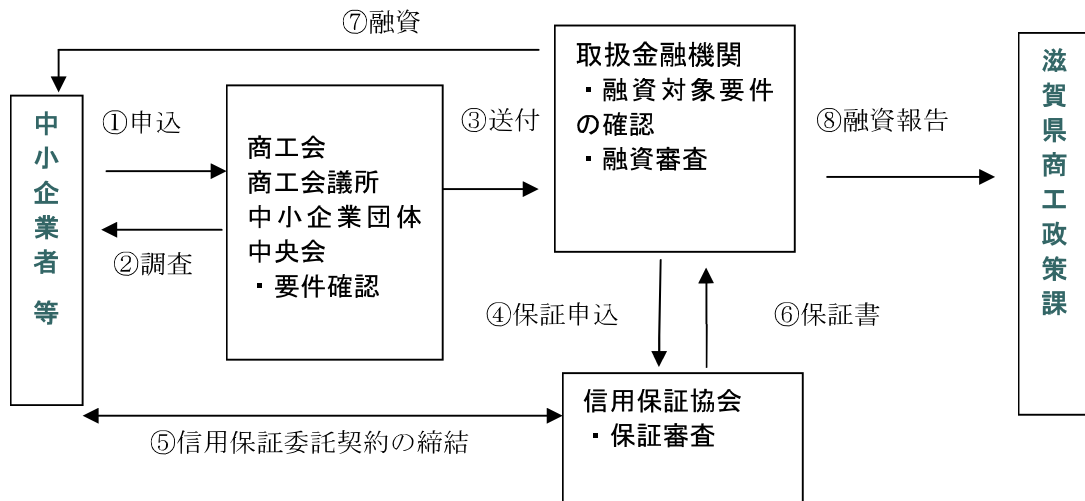
※3 同一年度内の利用は、1回限りとします。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成されている場合は、0.1%の割引、有担保の場合は0.1%の割引があります。

政策推進資金（省エネ・再生可能エネルギー枠） 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会にお申し込みください。



しが金融ホットライン



融資に関するご相談など

中小企業の皆様の声をお聞きます！

また、県の融資制度等について

具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3714

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承下さい。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 金融担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3714

FAX：077-528-4870

E-mail：fa00@pref.shiga.lg.jp

住宅等への再生可能エネルギーの導入

資一琵琶 1
温暖化対策課
内線3494

家庭

太陽光発電システムの設置補助

個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進事業 【予算額 75,900千円】



対象

個人用既築住宅において太陽光発電システムを設置した個人

補助金額

補助金額 2万円/kW
上限額 7万円

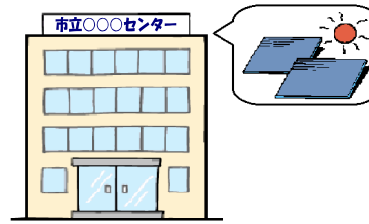
要件

- ・設置の施工者が県内事業者
- ・一定額以上の省エネ製品の購入等

公共的施設(公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業)

再生可能エネルギー導入設備 + 蓄電池の設置補助 【予算額 352,073千円】

公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金【予算額 328,100千円】



対象

市町(一部事務組合含む)

補助率等

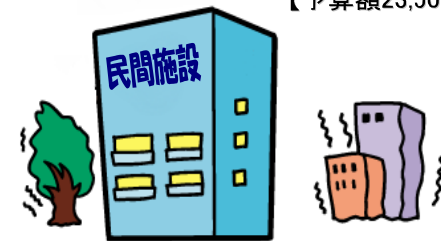
定額 10/10
上限額 2,550万円/施設

要件

- ・地方公共団体が所有する施設
- ・防災拠点となる施設等

民間施設等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金

【予算額23,500千円】



対象

防災拠点施設を所有または管理している事業者

補助率等

補助率 1/3
上限額 850万円/施設

要件

- ・耐震性を有する施設
- ・防災拠点となる施設等

自立・分散型の再生可能エネルギーを活用した低炭素地域づくり

農業水利施設を活用した小水力発電等の取組について

農業水利施設の維持管理費の低減や農村の身近にあるエネルギー活用による地域活性化のため、小水力や太陽光発電の導入に向けた以下の取組を実施中である。

■平成24年度事業実施状況

◇ 土地改良区が管理する農業水利施設の再生可能エネルギー可能性地点調査について

〈業務概要〉

- ・ 県内33土地改良区が管理する基幹的用水路あるいは揚水機場、管理事務所等を対象に、小水力および太陽光発電の導入可能性を総合的に検討するもの。
- ・ 「落差・流量」「周辺環境」「配電線の状況」「法規制」「開発計画」などについて、市町・土地改良区への聞き取り、設計図書の閲覧、現地調査ならびに地図情報を活用し、可能性地点を選定。

〈調査結果〉

- ・ 落差工等の小水力発電3kw以上の発電可能施設数は61カ所、太陽光発電20kw以上は40カ所。（個所数は精査中）
- ・ 現時点では、小水力発電設置10土地改良区、太陽光発電設置を24土地改良区が導入意向を示しているが、経済性、用途、規制等を検討しながら導入可能地点を選定する。

◇ 集落の「近いエネルギー」の活用実証調査について

〈業務概要〉

- ・ 農村地域に身近に存在する小水力、太陽光エネルギー活用を地域住民とともに取り組み、エネルギーの地産地消システムを構築するもの。
- ・ 小水力発電（東近江市五智町）、太陽光発電（愛荘町円城寺調整池）とも実証機器を導入し、適切な発電機の導入、地域における体制、維持管理方法、騒音や生態系等の関係方面への影響などの課題を整理・検討する。
- ・ 3月上旬まで現地調査を行い、その後取りまとめる予定。
- ・ 調査中には、集落との意見交換を実施。

◇ 農村地域再生可能エネルギーシンポジウムの開催（平成25年2月6日）

- 〈講演内容〉 農業水利施設を活用した事業制度、予算、土地改良区の運営など。
〈講師〉 農林水産省設計課 調査官 松本 雅夫 氏、
那須野ヶ原土地改良区連合 参事 星野 恵美子 氏

■平成25年度実施予定

◇ 県営による小水力発電施設の整備

本年度実施の可能性調査結果より、以下の3土地改良区において実施予定。

湖北地区（長浜市）

- ・ 施設設置に着手するための、実施設計を行う。
- ・ 予算額 : 11,729 千円（国：50%、県：25%、地元25%）
- ・ 実施予定箇所 : 長浜市高月町保延寺地先

姉川沿岸地区（米原市）

愛知川沿岸地区（東近江市）

- ・ 概略設計、法令協議を行い事業化に向けた検討を行うもの。
- ・ 予算額 : 両地区とも3,150 千円（国定額）



湖北地区幹線水路

◇ 集落単位の小水力発電の活用推進

- ・ 農村地域の活性化のため、比較的「小さな」（1kw程度）小水力発電によるエネルギーの地産地消を支援するとともに、運営・管理状況を検証しようとするもの。
事業主体：市町等 補助金：750 千円／集落（6集落を想定）
- ・ また農村地域の再生可能エネルギー利用促進のため、有識者・電気事業者・土地改良関係者・行政機関による協議会を設置し、情報共有や研修等による技術支援を行う。（県実施）

◇ 土地改良区による太陽光発電施設の整備

本年度実施の可能性調査結果より、以下の4土地改良区において実施予定。

姉川左岸（長浜市）

長浜南部（長浜市）

びわこ揚水（近江八幡市）

日野川流域（竜王町）

- ・ 太陽光発電施設に関する概略設計や効果算定を実施するもの。
- ・ 予算額 : 4地区とも2,012 千円（国定額）



◇ 今後の取組方針

- ・ 農業水利施設の維持管理費の低減のため、土地改良区が管理する基幹的な農業用水路等への小水力発電施設の設計・整備を実施する。
- ・ 市町や土地改良区が実施する、小水力、太陽光発電施設導入に向けた可能性の検討、調査設計、関係法令等に係る協議、事業効果の算定等の取組を支援する。
- ・ 地域ぐるみの「近いエネルギー」活用による、小規模な小水力発電を核とした農村地域の活性化を支援する。

電池産業支援拠点形成事業

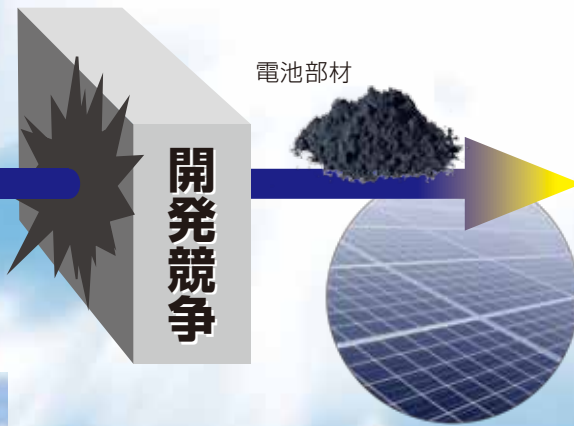
～ 電池部材開発の支援拠点を形成します～



県内電池関連企業

共同研究による
製品開発

電池産業支援拠点



電池メーカーへの提案



県工業技術センター

電池および関連部材の評価に不可欠な試験分析機器を工業技術総合センターと東北部工業技術センターに整備し、これを活用して行う共同研究をとおして、電池関連部材の開発に取り組む県内企業の開発、提案を支援しています。



電池部材関連の 開発から提案まで一貫して支援

評価機器整備

専門家アドバイス

電池産業支援拠点

展示会出展等

情報提供

共同研究

滋賀県低炭素化技術開発・実証化補助金の募集について

滋賀県商工観光労働部新産業振興課

滋賀県では、「滋賀エコ・エコノミープロジェクト（しが炭素基金）」に参加し、その支援を受けて県内の中小事業者等が自ら行う、低炭素社会の実現に係る新製品や新技術に関する研究開発、試作開発（以下、「技術開発」という。）や実証化を促進し、新分野への進出、新産業の創造等に資するため、「滋賀県低炭素化技術開発・実証化補助金」を設け、県内中小企業者等が行う新製品、新技術の開発に必要とされる原材料費、機械装置等の経費に対して、その一部を助成します。

つきましては、平成24年度における補助事業にかかる開発計画の募集を平成24年4月12日(木)より行いますのでお知らせします。

記

●対象技術分野

社会の低炭素化に資する技術全般

●補助対象者

滋賀県内に事業所を有し、技術開発や実証化を県内で行う中小企業者等。ただし、本補助金に開発計画を申請するまでに「滋賀エコ・エコノミープロジェクト（しが炭素基金）」に参加している者。

●補助対象事業

1. 技術開発ステージ

十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための開発

2. 実証化ステージ

新技術や新製品の事業化又は商品化のための試験、分析、検査、評価等

●補助対象者の種別

1. 単独研究型・・・中小企業者等が単独でおこなうもの

2. 共同研究型・・・中小企業者等が共同研究体を構成しておこなうもの

※「共同研究体」とは、中小企業者等と、大学等の2者以上によって構成される連携体で、共同研究契約書等で研究開発の役割分担等の取り決めのあるものを指します。

●補助限度額

技術開発ステージ 100万円以上～1,000万円以内

実証化ステージ 490万円以内

●補助率（単独研究型）補助対象経費の1/2以内（共同研究型）補助対象経費の2/3以内

※ 本補助金は競争的資金です。したがって、応募者すべてが採択されるわけではありません。

※ 補助金の交付額は、審査結果や県の予算等により申請額から減額することがあります。

●受付期間

平成24年4月12日(木)～平成24年5月8日(火) 12:00(正午) 必着

(本補助金に申請を検討されている方は、申請前に「滋賀エコ・エコノミープロジェクト事務局」にご相談してください。)

●提出先

滋賀県商工観光労働部新産業振興課（県庁東館2階）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-3794

※ 募集案内および申請様式等は、県庁新産業振興課のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.shiga.jp/f/shinsangyo/low-carbon/boshu.html>

●問い合わせ先

○補助金全般 滋賀県商工観光労働部新産業振興課 TEL: 077-528-3794

○技術的内容 滋賀県工業技術総合センター（栗東）TEL: 077-558-1500（信楽）TEL: 0748-82-1155

滋賀県東北部工業技術センター（長浜）TEL: 0749-62-1492（彦根）TEL: 0749-22-2325

○低炭素社会の 滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課

実現の取組

TEL: 077-528-3493

●滋賀エコ・エコノミープロジェクト（しが炭素基金）の参加について

滋賀エコ・エコノミープロジェクト事務局 TEL: 077-526-8777

〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階7号室